

緑内障手術（流出路再建術、眼内法）と濾過胞再建術（needle 法）の施設基準について【日眼医通信 1046】

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 56 号、令和 4 年 3 月 4 日）についてのご連絡です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908781.pdf>

P114 から挙がっている施設基準を要する手術の中で、P120～121 に診療所でもよいこととする手術に、緑内障手術（流出路再建術、眼内法）と濾過胞再建術（needle 法）が記載されていないことから、診療所ではこれらが算定できないのではないかとの疑義が生じています。

本会が厚生労働省に確認したところ、正式な文章を訂正するためには時間が掛かる（時期を見て訂正予定）ので、さしあたり、厚生局に対し緑内障手術（流出路再建術、眼内法）と濾過胞再建術（needle 法）は診療所であっても受け付けるように通知を出しているとお返事を頂きましたので、診療所であっても、施設基準の届出を提出の上、算定可能です。併せて、濾過胞再建術（needle 法）の届出の様式 52 は不要であるとの通知も出してあるそうです。以上、取り急ぎご連絡いたします。

日本眼科医会 社会保険